

◎新潟県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒部柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市西山町黒部字狐山39番2から 同市西山町西山960番4まで	新	4.5～41.4メートル	647.2メートル
柏崎市西山町黒部字橋場697番2から 同市西山町西山960番4まで	旧	3.1～10.2メートル	583.3メートル

備考1 路線の起点を変更する区域変更

2 路線の重用

一部区間一般国道116号及び県道向山西山停車場線と重用